

## 宇部市テニス協会委員会規程

### (設置)

第1条 宇部市テニス協会（以下「協会」という。）規約第12条に基づき、協会の事業等を適正かつ迅速に執行するために委員会を設置する。

### (種類)

第2条 委員会の種類は次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 普及委員会

2 ただし、協会が必要と認めたとは、別に委員会を追加することができる。

### (構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長がこれを召集する。

2 委員長は、理事の中から理事長が推薦し理事会の承認を得るものとする。

3 委員は、理事の中から委員長が選任する。ただし、必要に応じて理事以外からも選任することができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は、協会規約第6条の任期を準用する。

### (業務)

第5条 第2条に掲げる各委員会の業務は次の通りとする。

#### (1) 総務委員会

- ① 協会運営の企画立案及び調整に関すること
- ② 対外的業務の連絡調整に関すること
- ③ 協会規約、規程等の改廃に関すること
- ④ 協会財産の管理に関する事項
- ⑤ 協会会計に関すること
- ⑥ 団体加盟及び個人登録に関すること
- ⑦ 協会の広報宣伝に関すること

#### (2) 競技委員会

- ① 大会の計画、実施及び運営に関すること
- ② テニス技術向上及びルールに関すること
- ③ 対外試合に関すること

#### (3) 普及委員会

- ① テニスの普及イベントに関すること
- ② 体育協会主催テニス教室に関すること

(細則)

第6条 この規程の施行について細則、その他各委員会の運営に関する必要な事項は、理事会が定める。

附則

この規程は平成14年3月1日より施行する。

平成17年3月1日 一部改正

平成26年3月1日 一部改正